

技術コンサルタント会 講話

テーマ 『安全への取り組み』

(まえがき)

「安全」と言う言葉は、人々に取りまして、大変聞き心地の良い言葉であります。最近では社会面で不安なこと、危険なことがマスコミ等で流されることが多い時節の影響もあり、「安全」と言う言葉の響きが、即「安心」へと流れるようです。

「安全」、「安心」は、いまや国民の間において守るべき重要な課題になってきています。その時代における要請へ、どのように「安全」を進めるべきかを、この機会を捉えてみなさんと共に、考えて見たいと思います。

1. 建設業における「安全」への要請

全産業の災害統計から、全産業全体で占める労働災害の発生の割合において、建設業が占める割合は、他の産業に比べて、多いのが実情であります。そのような中であって、労働者による災害発生等における不具合は、最近においては企業の存続へ大きな影響を及ぼすようになり、その上、社会から見られる目は大変厳しく、企業は事業主を中心に災害防止へ取り組まなければならない時代を迎えています。働く人の「命」を大切に扱うことは、企業にとりまして、当然の責務であるからです。それらのことも理解されるには重要な事柄であり、その努力の成果に対して、社会は評価をします。従って、企業に取りまして、良い結果を出せるような仕組み、すなわち、組織体制が求められている所以であります。これらの組織体制の構築は、労働安全衛生法の中でも、重要とされていて明文化されているところです。

2. 労働安全衛生法の最大の目的とは、

労働安全衛生法等を守る最大の目的とは、何を行ってゆくのかを理解されないと、やっている行動そのものが無駄な行為で、終わってしまう結果となることとなります。法（労働安全衛生法）の第1条において、その目的が明示されています。その主旨として、働く労働者の安全と健康の確保を目的としています。法に定めてある狙いとしては、労働者の為にあると言っても過言ではありません。

それらの法令等を守って頂く前に、この目的から何が盛り込まれているかを、働かれ

るみなさんまで、良く理解をして貰うよう努めることが、**安全対策**へ第一歩と言えます。これらの**決まり事**（法令等）をいきなり強制しようとしても、理解が出来ていないと労働者からの協力を得られないのが実情であります。

そして、法律等に盛り込まれている内容の過半は、過去にあった**災害**により**尊い人命**の犠牲が生じた、後から内容が盛り込まれているのが、ほとんどであると言えます。定められた**法令**を守ることは、見方を変えて言えば、**労働災害を防ぐ決め手**の第一歩となる内容と言えます。

ここで、「**労働者の安全**」を確保する為に、**指示**を出して守るようにお願いをしても、労働者側に立って、面倒なことと思えることがあったりすると、災害防止の内容であっても、積極的は取り組もうとしないケースもあり、作業における災害が急激に、減少させることは難しいことも現実と言えます。

その理由として考えられる事として、仕事を進めて行く上で、ちょっとした面倒な作業があるからだと思います。人間そのものは**横着な動物**と考えた方が、理解するのに解り易いと思います。

ここで定められている内容（法令等）は、全て**労働者の安全**を確保するためにある**最低限度**の内容でありまして、災害を防止するには**最高**の内容であるとは言えないが、労働者を含めて、これらの行動に関連する関係者は、**守る必要**があると言うことです。

3. 昔は「安全」への国民の関心はどの程度であったか。

それは、**安全に関する法令等**の制定をされる過程において、その時代の社会の背景を考えれば、容易に理解することが可能となります。なぜか申しますと、法令等は時代の流れに合わせて、変化して行く性質を持っていますから。時代別に追って、簡単な説明をしてみたいです。

1. 労使関係が未だ発展していなかった自給自足か、せいぜい家内労働だった時代においては、その事故防止も自己責任であったと思う。
2. それが近代産業の発展とともに、働く人（**労働者**）とそれらを雇用する人（**使用者**）の関係が生じるようになり、労働者保護としての「**労働災害防止**」という問題がクローズアップされるようになった。
3. 関連する法律の流れを簡単に申しますと、戦前は工場法（1912年施行）、及び改正工場法（1925年施行）が制定されていましたが、戦後に入り**労働基準法**（1947年）が制定され、その中に労働安全衛生規則に「**安全衛生**」の内容が盛り込まれていまして、その後1972年になり労働基準法から、**労働安全衛生法**が独立した形で制定されまして、今日に至っています。

ただし、「工作中にケガをする、仕事が原因で病気に罹る、それが、原因で死亡する」ということは、何れの時代にあっても大問題でありますね。

4. 労働災害の傾向は同じであっても、災害は年々減少している

労働災害の内容は、年々は変化をしていますが、過去における災害件数等については、別紙資料を参照しながら、述べて見たいと思います。

災害の発生件数は、年々減少する傾向になってきているところです。

別紙資料 p 18 を参照で見ると、

①年代別（平成元年～平成24年）の全産業の死亡者数及び死傷者数

別紙資料 p 20 を参照で見ると、

②平成24年の業種別死傷災害発生状況と業種別死亡災害発生状況

建設業の占める割合から、建設業特有の危険度を理解されると良いと思います。

別紙資料 p 25 を参照で見ると、

③建設業の平成24年の死傷者数と死亡者数別の起因物で、その多くが仮設物・建築物・構築物等となっていますが、その大半は足場等の設備と考えて良いと思います。

5. 死亡者の多い災害は、「墜落・転落」です

建設業における死亡災害としては、「墜落・転落」による災害が、一番多く発生しています。この災害は、交通・運輸業においても、多いのが実情であります。このことから伺えることは、設備の不備と人間の特性の両面からの不備で、多くの災害が発生していると認識した方が、良いと思います。

墜落災害の防止において、建設業における取組みとしては、平成21年6月に一部の法改正を行われ、下記の2点を充実させるように規制されました。

①「足場組立」時における状況のチェックを点検表で行う。

②使用者による作業前の点検。等が追加されています。これは設備による災害防止（墜落・転落）に重点が置かれています。しかし、建設業においては、災害統計表からもこの災害が急速に減少している結果は出ていない。これらの施策の他に、何らかの効果的な方策を加えた、防止の対応が必要であるのではないかと思います。

そのような観点に立てば下記のような項目を確実に進める必要があります。

イ. 工事に対する施工計画の早期作成（計画段階での検討事項として）

- ロ. 計画に基づいた正しい足場の組み立て（法令に合った設備の設置）
- ハ. 法改正後の施策の確実な実行 等による足場設備環境の充実を主体として進めること。以上の設備が不可能な場合等で、やむを得ない場合における作業床の不完全を補う目的では、安全帯の確実な使用（高さ2m以上の高所作業を中心に）が、出来るように一人ひとりで努めることが不可欠と考えられます。

6. 現状の災害防止の対策として、

平成18年に労働安全衛生法の一部に法改正があり、事業者の行うべき調査等の項目が、追加されました。最近は、「リスクアセスメント」を導入した、作業手順書の作成が義務付けられています。

しかし、作業所での安全対策の最後の決め手になるようには、十分に活かされていないような感がしています。その替わりであります。作業所では朝のKY（危険予知訓練）の時に、当日の作業のリスクを盛り込んで、作業を進めているところ多いのです。

従い、書類（作業手順書）としての保存に重点が行きまして、施工現場での活用は充分とは言えないのが現状であります。肝心の労働者末端まで活用という面では不十分であり、その内容（手順書）の活用が徹底されていない欠陥が見受けられる。法令の趣旨に沿った活動が待たれます。手順書を作成する時点で、危険な作業及び難しい作業は、確実に無くなっている状況の基で、作業を進めることを意味していますから。

7. 「安全配慮義務」と言う言葉

災害防止への企業も努めているのが、現状であります。しかし、不幸にして災害による犠牲者が出るような場合に、労働者災害補償保険法（通称は労災と言う）で、その補償を行うことを建前にしています。しかし、労災では万全に処理できない場合もあり、被災者の関係者から「損害補償」といった問題へ、発展するケースも時には出てまいります。又、この要求される損害賠償の額は、近年になり大きな金額となることもあり、民事訴訟になった場合におけるその対応を事前に考えていかなければ、事業そのものが危うくことになり、それらの処理を上手くするように、事前の安全管理の在り方を考えていく必要が生じます。

そのような不具合の内容を、「安全配慮義務」と言う表現をされ、使用者には設備面や管理面での「事業者責任」が問われます。

この「安全配慮義務」は、その時点で災害発生が、予見でき防止手段が講じられていないと、判断された場合に生じます。これは時代と共に対象とされる範囲が、だんだ

ん多くなっているようです。

そこで、どのような対応が求められるかを参考に述べて見たいと思います。

安全配慮義務を問われるポイントは？

①**予見可能性**

災害発生を合理的に予見できたか？

②**危険回避義務**

社会通念上相当とされる防止手段を尽くしていたか？

の2点を重視されます。これらの義務を果たさないと充分とは言えない。

建設業では、現段階で回避する方法として考えられるのは、先ほどお話しを致しました「**リスクアセスメント**」を導入した手順書に基づいた、**作業を推進することが安全配慮義務からの回避の決め手**と言えそうです。

求められるのは、「**リスクアセスメント**」を活かすことと思いますが、みなさんはどう思われますか。

8. 「安全」と言う主役は誰か

安全における最も重要な事柄として、働く労働者が主人公である限りは、働く人々一人ひとりが、『**自分の身は自分で守る**』と言う、強い意識が身に付かないと、どうしても他人任せに近い安全で終わってしまう。他人任せでは安全に対する危険度は高くなり易く、作業所での安全管理にマイナスへ働く。良い環境へ向けて、働く人々へ働き掛けが必要になります。

「安全」であることのプラス面を強調することで、モチベーションを高めるように、理解を得ながら働く一人ひとりが、自己の安全を確保する為に**基本的な行動**を自ら、実施することが重要な要素となります。

言及する「**プラス面**」の内容では、

①働く人が痛い目に遭わない。その結果として、生活へのしわ寄せが避けられる。

②仲間に迷惑を掛けないで、作業を終える喜びが得られる。

③安全に作業を終えることは、家族が最も望む行為である。

④働く会社へ安全での貢献が出来、その結果は個人の信用に繋がる。

⑤発注者及び社会から、無事故・無災害であれば、信用を得られることになる。

等の利点を強調することで、作業者の行動面での動議付けを図ることに繋げる。

(あとがき)

どの分野においても、法による規制があります。その中でも労働安全衛生法等は、労働者の安全と健康の確保を主目的としています。その根拠となるものは、日本国憲法の中に、国民の三大義務（納税・勤労・教育）の一つである勤労する権利が、第27条に定められています。この憲法とは、国と国民との約束ごとであり、法律で以って、働かせることが出来る労働者を粗末な労働環境の基で、働かせることのないように最低限度の決まり事を定めています。

その基本理念が、「人命尊重」と言えます。労働者の安全確保は、社会の中で必要な内容であり、企業にとりましても粗末には出来ない要件の一つと言えましょう。

「安全管理活動」は、人を大切する運動と考え直して、コツコツと進めることが、業務に携わる人の使命では、ないでしょうか。 **ご安全に！**

以 上

時間補足用説明

「安全衛生」とは

「安全」とか「衛生」と聞くと、皆さんはどのようなことを想像しますか。

まず頭に浮かぶのは、ケガをしたり、病気にならないことではありませんか。当たり前のお話ですが、誰でもケガをしたり病気になつたりしたくはありません。ましてや命を落とすことなど、自ら望む人はいないでしょう。そんなことにならない、させないのが「安全」であり、「衛生」なのです。

「安全第一」の思想

「安全第一」の標語は、1900年代のはじめに、当時世界第一の製鉄会社であったUSスチール社で始まりました。同社ゲーリー会長が、会社経営方針に「安全第一、品質第二、生産第三」に改めたことに始まる。その後、景気が回復し、熟練工の賃金は上がり、災害は非常に減り、生産も目標どおり上げること出来ました。

企業経営の基本方針の中に「安全第一」を取り入れ、安全衛生の関する様々な施策を実施していけば、製品の品質も生産性も向上するということがいえる例としてあまりにも有名です。

決めごとを守る

労働安全衛生法が、職場での災害の防止、疾病の予防などについて定めています。

このことは、法律はもとより、職場の安全衛生に関するルールを守り、自ら心身を守るべく行動をしなさい。と言うことでしょう。これは、当たり前のことではありますが、この、当たり前のことができずに多くの労働災害が発生しているのです。これができれば、不安全行動はほとんどなくなるといいくらいで、災害も激減するでしょう。

労働者は、安全で働ける権利がある一方、そのように努める義務のあるということです。しかし、現実には、その面における理解が乏しくて、安全管理の正常な推進を妨げているのではと、災害件数の多さから判断することが、出来ると思います。

日本の労働災害は、他の国に比し、多いのか

日本の産業における安全管理の状況は、他の国と比較して、どうでしょうか。労働災害の発生件数から、捉えた比較法の方が、解り易いと思います。

特に危険度の多い建設業の場合、就業人口10万人当たりで、先進国であるイギリスと比較しますと、非常に解り易い。死亡災害を労働災害の統計から判断して見ると、日本の場合、英国の2.5倍から3倍程度の数字が、出ています。これは、日本では人命尊重の理念に対する意識が希薄では、という思いがします。

それらの背景には、国により安全文化への理解の違いから来ると考えられる。

日本の場合では、労働災害の発生への防止対策が、一方的に請け負った施工業者へのみ、責任の一端を負うような仕組みから、来ています。例えば、災害が発生した場合において、施工する業者の法違反のみの追及で、一件落着した形態で治まることが多いのが実情と言えます。

リスクアセスメントに関して先行している英国では、法律・監督中心の取り組みから、自己責任に基づいた自主対応型の労働安全衛生法制定（昭和49年（1974年）の労働安全衛生法制定により、大きな転換を果たしている。さらに平成4年（1992年）には、「マネジメント規則」を制定し、ほぼ全ての業種にリスクアセスメントの実施（努力義務ではなく）義務化している。

また、英国では、平成6年（1994年）制定の「建設（設計・マネジメント）規則」を平成19年（2007年）に改正し、建設業でのリスクアセスメントの実施において、発注者、設計者、元請け、下請け、労働者それぞれの役割と義務について明確化している。施工者のみのリスクアセスメントでは限界があるため、発注者、設計者や労働者を巻き込んだものとなっているのです。

日本の建設工事では、大手の総合建設業者や一部の専門工事業者では、リスクアセスメントの導入が進んでいるが、中小規模の建設業者における導入は遅れぎみで、進行中であるのが現状です。

また、日本ではともすれば、「施工者」のリスクアセスメントに重点が置かれがちであるが、設計者、発注者、労働者などの工事に係る関係者のすべてが連携して、仮設工事の設計・計画段階から工事完成までのリスクアセスメントを包括的に行うシステム作りが必要となろう。

リスクアセスメントとは、簡単に申しますと、作業によって生じると予想される危険性・有害性を洗い出して、その危険度・有害性を評価して、その評価の高い順番から、低減対策を立てて、リスク（危険の目）を確実につぶして、予測される大きな災害から、小さな災害へ、進むようにする手法です。すなわち、「先取りの安全」と言えます。